

労働徳島

No.115
令和3年3月5日発行

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>



REPORT

11 / 24 第45回徳島県職業能力開発促進大会を開催しました！

令和2年11月24日（火）中央テクノスクール・ろうきんホールにおいて、第45回徳島県職業能力開発促進大会を徳島県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、徳島県職業能力開発協会、徳島県技能士会連合会の共催により開催しました。

大会では、感染症対策に留意しながら、長年にわたり技能検定の円滑な実施に貢献された技能検定功労者、技能検定で優秀な成績を収められた優秀技能士及び若年者技能競技大会入賞者に表彰状を授与しました。

また、厚生労働大臣表彰等を受賞された方を本大会でご紹介するとともに、県内の優秀な若年技能者で後進育成に積極的に取り組まれている方を阿波のヤングマイスターとして認定しました。

さらに徳島県職業能力開発協会会長表彰及び徳島県技能士会連合会会長表彰を行いました。



阿波のヤングマイスター認定者

（左から）岡本和也さん・河野洋平さん・西藤崇顕さん・（知事）・山口寿輝さん・東條昌洋さん・高橋祐二さん

CONTENTS ▶▶

第45回徳島県職業能力開発促進大会	1	同一労働同一賃金①	5
労働委員会PRポスター入賞者、徳島県若年者技能競技大会	2	同一労働同一賃金②	6
はぐくみ支援企業認証、中途採用マッチングフェア	3	職場におけるハラスメント防止対策が強化	7
とくしま働き方フォーラム	4	経済変動対策緊急生活資金延長	8

REPORT

労働委員会PRポスター入賞者が決定しました！

多数のご応募をいただき、ありがとうございました。労働委員会のPRに有効に使わせていただきます。

🌿 最優秀賞 🌿



徳島北高等学校 2年
鳥海 明花さん

🌿 優秀賞 🌿



名西高等学校 1年
長尾 和奏さん

🌿 優秀賞 🌿



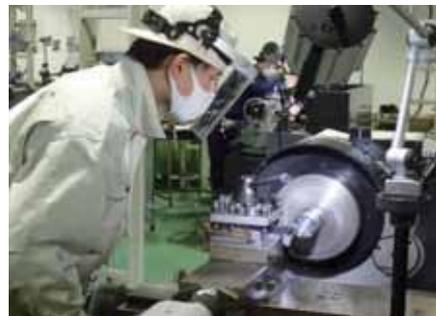
徳島北高等学校 1年
田岡 紗季さん

令和 2 年度「徳島県若年者技能競技大会」を開催しました！

令和 2 年 1 0 月 1 2 日 (月) 、 1 7 日 (土) 、 2 4 日 (土) 、 1 1 月 8 日 (日) に、徳島県若年者技能競技大会を開催しました。

若年者技能競技大会は、若年者のものづくり技能に対する意識、技能の向上に資する取組みとして、県内の事業所、職業能力開発施設や専門学校、工業高等学校等の若年者を対象に平成 2 8 年度から開催しており、洋菓子製造、美容、機械、溶接、左官、金属塗装の 6 種目に 7 6 名が参加しました。

各競技の金賞受賞者は、1 1 月 2 4 日 (火) 中央テクノスクール・ろうきんホールで行われた第 4 5 回徳島県職業能力開発促進大会において表彰授与されました。



■ 競技の様子

INFO

詳しくはホームページへ

お問い合わせはお気軽に
 (独) 勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234
 FAX (03) 5955-8211

簡単

社外積立で
管理も簡単
勤労状況や退職金払戻額を
事業主さんに知らせれます。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全

国の制度だから安心
新加入や中途で退職する場合は
掛金の一部を戻しかねません。

中退共の退職金制度なら

社長の決断、応援します。退職金

徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

最近の認証企業一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業（団体）です。

企業名	業種	企業名	業種
光設計株式会社	建設コンサルタント	徳島トヨタ自動車株式会社	自動車販売及び修理
有限会社木内電器商会	小売業	丸久株式会社	衣料品製造卸
株式会社フォレストバンク	森林管理・環境エネルギー事業	株式会社 e n	飲食業
株式会社多田健道路	建設・土木工事業		

はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？
年度末には、特に優れた取組を行った「はぐくみ支援企業」を知事が表彰します。

応募方法

次の書類を、県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参、電子申請いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。



▼ ご応募・お問い合わせ先 ▼

郵送

持参

〒770-8570 徳島市万代町1-1

TEL：088-621-2344

電子申請

徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当

FAX：088-621-2852

EVENT REPORT

2/8

中途採用マッチングフェア2021を開催しました！



令和3年2月8日（月）に、ろうきんホールにて、『中途採用マッチングフェア2021』を開催しました。

様々な業種の県内企業12社にブースを出展いただき、徳島県すだちくんハローワークによる「就職相談会」も行われました。

REPORT

2/16 「とくしま働き方フォーラム」を開催しました！

令和3年2月16日(火)、「とくしま働き方フォーラム」と題して、澤円氏の特別講演やテレワーク導入モデル企業成果発表会、在宅マッチングイベントなどを開催しました。

01 澤円氏 特別講演「COVID-19時代を乗り切るマインドセット」

「プレゼンの神」澤円氏(株式会社圓窓代表取締役、琉球大学客員教授)をお迎えし、目まぐるしく変化する時代の中で柔軟に自分らしく働くには？コロナショックというピンチをこれからどう生かすのか？等、最新の「働き方」について語っていただきました。



02 テレワーク導入モデル企業成果発表会

テレワークセンター徳島とパーソルプロセス&テクノロジー株式会社ワークスイッチ事業部が行ったサポート内容と成果を、モデル企業の方を交え発表しました。

- ①株式会社ときわ / ②株式会社ヨコタコーポレーション /
- ③フジスレート株式会社 / ④医療法人むつみホスピタル /
- ⑤株式会社エコー建設コンサルタント



03 在宅ワークマッチング

徳島県内で養成された自営型テレワーカーを対象に、テレワーカー採用企業とのマッチングイベントを開催し、多くの方にご参加いただきました。



INFORMATION

テレワークセンター徳島のご案内

柔軟で多様な働き方「テレワーク」は、コロナ禍のような危機事象において、生産性を維持しつつ、感染者の接触機会を減らし、感染拡大を防止しながらの「働き方」として、非常に有効な手段です。

徳島県では、「テレワークセンター徳島」を拠点に、企業でのテレワーク導入促進のためのセミナー開催や、コーディネーターの派遣などに積極的に取り組んでおります。また、センターでは、テレワークの導入相談をはじめ、コワーキングスペース(無料Wi-Fiあり)、研修室・会議室(要予約)なども無料でご利用いただけます。詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

ACCESS

場所：徳島市南島田町2-25 (駐車場あり)

電話：090-3187-9845

メール：info@tokushima-telework.jp

開館時間：平日 午前10時から午後5時まで

HP：https://www.tokushima-telework.jp



「同一労働同一賃金」への対応に向けて

大企業：2020年4月1日～ 中小企業：2021年4月1日～

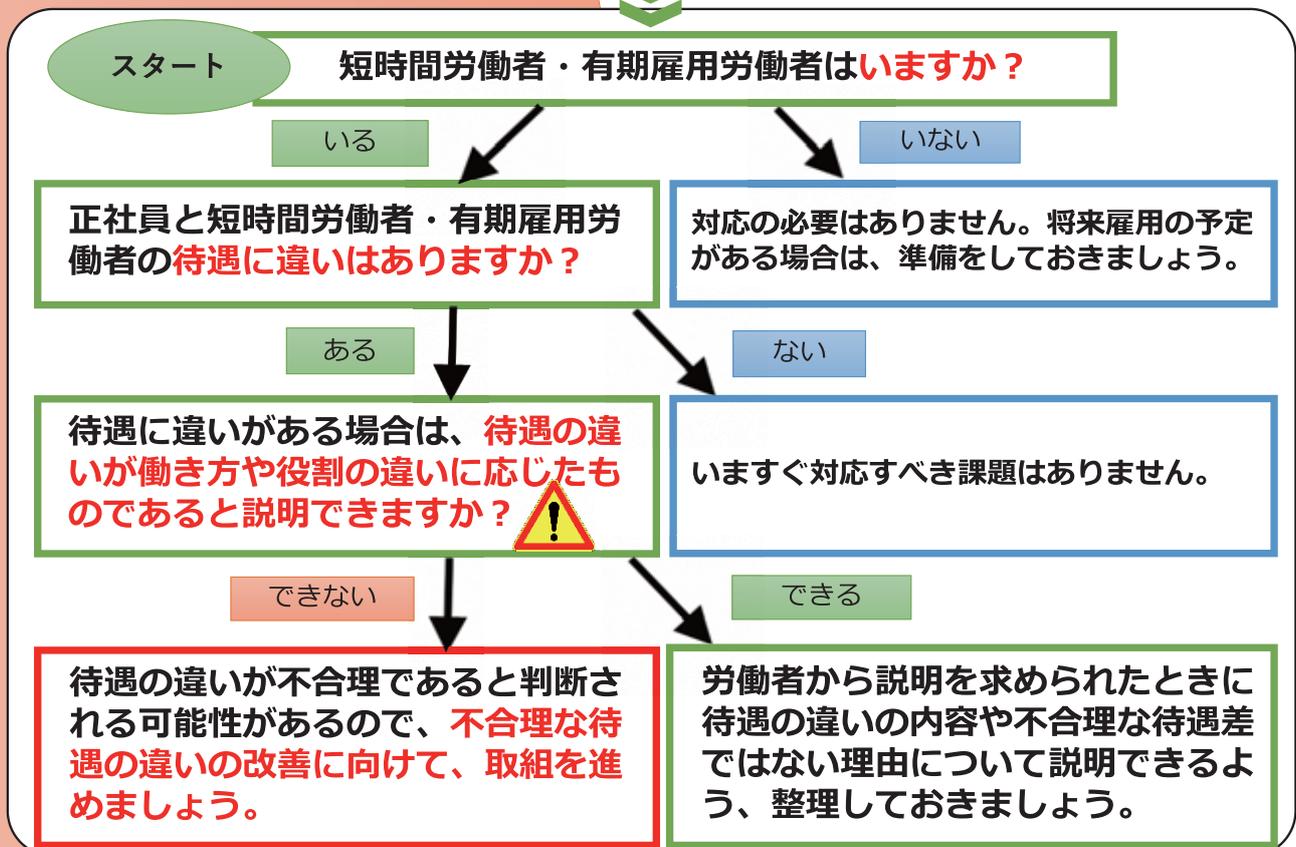
正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差の解消（いわゆる「同一労働同一賃金」）が求められます。

事業主に求められることは？

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。



自社の状況が法の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行いましょ！



・単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。

- ・正社員と、①職務内容（業務の内容＋責任の程度）、②職務内容・配置の変更範囲（転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲）、③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。
- ・正社員と①②ともに同じ場合、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されます。

不合理な待遇差とは？

- ・短時間労働者・有期雇用労働者の待遇が、正社員との働き方や役割の違いに応じたものとなっているかがポイント！
- ・待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方と主な具体例は以下のとおりです（「同一労働同一賃金ガイドライン」より）。

基本給

労働者の「①能力・経験」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題となる例】

能力・経験に応じて基本給を支給している会社において、正社員が有期雇用労働者より多くの経験を有することを理由に、より高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関連が無い。

【問題とならない例】

業績・成果に応じて基本給を支給している会社において、所定労働時間が正社員の半分の短時間労働者に対し、その販売実績が正社員の販売目標の半分に達した場合には、正社員が販売目標を達成した場合の半分を支給している。

賞与（ボーナス）

賞与（ボーナス）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

【問題となる例】

正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給していない。

通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも正社員と同一の支給をしなければならない。

福利厚生施設

正社員と同一の事業所で働く短時間労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の①給食施設、②休憩室、③更衣室の利用を認めなければならない。

! 上記以外の待遇も、不合理な待遇差の解消が求められます。このため、労使で、それぞれの事情に応じて、十分な話し合いをしていくことが望まれます。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**へ
労使間でトラブルが生じた場合、無料・非公開でトラブル解決のお手伝いをすることもできます。

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、
取組の参考となる情報や制度の詳細は、**厚生労働省ホームページをご覧ください**
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは、
各都道府県働き方改革推進支援センターへ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



2020年(令和2年)6月1日から、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化されます(それまでは努力義務)。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① **優越的な関係を背景とした言動であって、**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**であり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(注2)

(注1) 事実確認ができた場合 (注2) 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
(注3) 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP 検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために 検索



お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



令和2年5月作成
リーフレットNo.9

勤労者のみなさん!! ろうきんと徳島県が支援します。あなたの生活資金!

経済変動対策緊急生活資金

《新型コロナウイルス感染症・緊急対策枠》

実 質
負担金利

※金利は県が
支援します!

0

%

期間延長しました!

令和3年3月31日
まで借入申込受付

無担保

※ただし、**別途保証料（年0.7%～年1.2%）**が必要です。

融資限度額	融 資 範 囲
50万円	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急激な経済変動による影響を受けた又は、受ける本人が生活物資等を購入するために必要とする生活資金 ◎返済期間：5年以内（元利均等償還）



- 徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に勤務している方。 ■上記の融資条件を満たし資金使途が証明できること。
- 労働金庫の借入条件を満たし、（一社）日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

取り扱い金融機関 四国労働金庫

詳しくは
労働金庫支店
窓口にて
ご相談下さい

- 徳島ローンセンター TEL 088-634-1000 徳島市中島田町1丁目11-1
- 徳島北ローンセンター TEL 088-698-1112 板野郡北島町中村字東開10-5
- 徳島支店 TEL 088-623-1112 徳島市昭和町3丁目35-1
- 池田支店 TEL 0883-72-0399 三好市池田町サラダ1612-2
- 徳島北支店 TEL 088-698-1111 板野郡北島町中村字東開10-5
- 阿南支店 TEL 0884-22-2132 阿南市富岡町トノ町71-20
- 鴨島支店 TEL 0883-24-3113 吉野川市鴨島町鴨島342-1

